

【報告事項 4】 地域景観まちづくり団体の認定について

1 地域景観まちづくり団体について

地域住民等が主体的に関わる景観まちづくりの取組を支えるため、景観まちづくり指針とともに、「地域景観まちづくり団体」を認定する仕組みを下記のとおり設けています。

<札幌市景観条例 抜粋>

(市民等の団体)

第 42 条の 14 市長は、地域住民等により構成される団体であって、地域特性に応じた魅力的な景観の形成に向けた取組を行うことを目的とするものを、規則に定めるところにより、地域景観まちづくり団体として認定することができる。

2 前項の地域景観まちづくり団体は、景観まちづくり指針の案の作成について、市長に申し出ることができる。この場合において、第 42 条の 6 第 1 項中「地域住民等」とあるのは、「地域景観まちづくり団体」と読み替えて適用するものとする。

(情報提供)

第 42 条の 15 市長は、必要と認めるときは、前条第 1 項の地域景観まちづくり団体に対し、同項に規定する取組を行う地域に係る地域届出対象行為等に関する情報を提供することができる。

2 認定団体概要

認定申請：令和元年 10 月 25 日 認定：令和元年 11 月 13 日（第 2 号）

団体名称 定山溪まちづくり協議会

活動の目的

定山溪地区の住民等が協力し合って、定山溪地区の安心で安全な住み良いまちづくりと地域の活性化を推進すること

団体構成員

- ・ 町内会役員
- ・ 観光協会役員
- ・ 温泉旅館組合等の事業者
- ・ 学校関係者 等

活動内容

- ・ 景観を含めた定山溪地区の魅力の向上のための意見交換等の実施
- ・ 定山溪地区の魅力向上のための取組の実施
- ・ 定山溪地区の路線（国道 230 号等）周辺の魅力的な景観形成に向けた協議の実施
- ・ その他、当該協議会の目的達成のために必要な取組の実施

取組に係る対象地区範囲（約 218ha）

※定山溪地区景観まちづくり指針における景観まちづくり推進区域と同じ範囲

